

みんなで学習して、よりよい学童保育をつくろう

国の新たな子育て支援制度とは、私たちの求める学童保育とは

2012年11月 全国学童保育連絡協議会

学童保育は、共働き・一人親家庭等にとって必要不可欠な施設です。しかし、必要なのに入所できない「潜在的な待機児童」が約50万人もいると推測されます。しかも、施設・設備、指導員の配置や待遇など、保育環境の整備はたいへん遅れており、多くの課題があります。

2012年8月10日、国会で「子ども・子育て支援法」が制定され、児童福祉法が改定されました。

それによって学童保育においても制度の変更が行われます。学童保育の対象児童を6年生までに引き上げる、国としての学童保育の基準を定め、市町村も条例で基準を定めるなど、私たちがこれまで国に要望してきた内容が含まれている一方、「学童保育の制度の抜本的な拡充」からみれば、多くの不十分さもありません。

また、法律が施行（本格実施、2015年4月を予定）されるまでに国や地方自治体が決めなければならないことがたくさんあります。国・都道府県・市町村が、学童保育の拡充に責任を持ち、よりよい制度をつくる要になるためには、私たちの働きかけ、要望していくことが必要です。

いまから2年半後には、学童保育の整備計画、学童保育の基準を市町村が決めることとなりますが、私たちが求めている学童保育の実現をめざして、いま私たちが何をしなければならないのかを、みんなで学習し、私たちの要望をまとめ、国や地方自治体に要望していく必要があります。

この学習リーフレットは、学童保育や父母会、連絡協議会、指導員会などで、私たちが求める学童保育と、その実現のために、国や市町村や都道府県にどのように働きかけていけばよいのかを学び、話し合う資料として作成しました。おおいに活用してください。

（注）学童保育は、児童福祉法では「放課後児童健全育成事業」と記されている事業です。国は「放課後児童クラブ」と称しています。

この学習リーフレットは、現時点で決まっていること・わかっていることを中心に解説しています。国がこれから検討して決めていくことも少なくありません。新たに決まったことや検討していることの内容がわかれば、別途、学習リーフレット等を作成して、皆さんにお伝えしていきます。

もくじ

- 新しい法律で何が決まったのか、私たちの取り組みの課題は何か（2）
- 政府が予定しているスケジュールと私たちの要望・働きかけの課題（3）
- 児童福祉法に対する私たちの要望と改定内容（4）
- 市町村の役割と責務、都道府県の仕事と役割（6）
- 市町村の条例による基準づくり、交付金の交付（7）
- 学童保育連絡協議会として次のことに取り組みましょう（8）



全国学童保育連絡協議会 【問い合わせ先】 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765 <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

新しい法律で何が決まったのか、私たちの取り組みの課題は何か

「子ども・子育て支援法」という法律が新しくでき、学童保育に関わる条文も含む児童福祉法の改定がありました。また、保育所と幼稚園を一体化し、保育所の仕組みも変える「認定こども園法一部改正」も行われました。

政府は、今後の子育て支援制度をこの法律にそって推進します。そして、2015年（平成27年）4月1日からの本格的な実施を目指しています。



「子ども・子育て支援法」と児童福祉法の改定で、学童保育について次のことが決まりました。

●「子ども・子育て支援法」

- ① 学童保育を、市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」（市町村事業）のひとつとして位置づける。（注）「地域子ども・子育て支援事業」の13事業は7ページに掲載。
- ② 「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定を都道府県と市町村に義務づける。
- ③ 学童保育の補助金は、市町村の「地域子ども・子育て支援事業計画」に基づき支出される交付金（包括的な交付金）として出される。
 - ➔ 学童保育を含めた13の事業の「一括交付金」として国から市町村に支給される。
- ④ 交付金は、国から市町村への直接補助とする。都道府県は予算の範囲内で補助する。
 - ➔ 都道府県は交付金の3分1の額を負担する。
- ⑤ 国に「子ども・子育て会議」を設置する（2013年4月設置）。また、都道府県と市町村には「地方版子ども・子育て会議」を設置することが努力義務とされた（国と同じく2013年4月設置）。
- ⑥ 法律の附則に「指導員の処遇の改善、人材確保の方策を検討」が盛り込まれた。

「子ども・子育て支援法」で私たちが懸念すること

- 「市町村事業」は、市町村にどのような責務が課せられるのかがあいまい。
- 事業計画は、「量の拡大」だけでなく「質の拡充」も細かく計画されるのか。
- 交付金が、これまでの補助金のように確実に学童保育に使われる予算となるのか。
- 都道府県の役割・責務があいまい。都道府県の財政負担は確実にできるのか。
- 「子ども・子育て会議」にはどのような権限があるのか。学童保育関係者は参画できるのか。
- 都道府県・市町村は努力義務となっている「地方版子ども・子育て会議」を設置するのかどうか。設置した場合には、学童保育関係者も参画できるのか。
- 「指導員の処遇の改善、人材確保の方策の検討」が確実に行われ、手立てが講じられるのか。

●児童福祉法の改定 （条文と私たちの要望から見た問題点は4ページ参照）

- ① 対象児童を6年生までの「小学生」に引き上げる。
- ② 国・都道府県・市町村以外の者が学童保育を実施する場合には市町村の届け出を必要とする。
- ③ 国としての学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定める。指導員の資格と配置基準は、国が決めた基準に従う。それ以外は、国の決めた基準を「参考にして」（参酌して）、市町村が基準を決める。
- ④ 市町村長は、条例で決めた基準の維持のために実施者に報告を求め、検査などを行う。
- ⑤ 市町村は、余裕教室等の公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図る。

政府が予定しているスケジュールと私たちの要望・働きかけの課題

市町村が事業計画を検討したり、条例に盛り込む学童保育の基準を検討するのは2013年度。決定するのは2014年度です。学童保育を拡充するような内容の事業計画や条例にさせていくためには、2012年度中に私たちの要望と働きかけの方針をまとめ、2013年度にしっかりと働きかけていくことが必要です。

	政府がイメージしているスケジュール	市町村・都道府県の仕事	私たちの課題
2012年度	<ul style="list-style-type: none"> ○政府から地方自治体に、新しい子育て支援施策の具体化の検討状況を適宜、情報提供。 ○国に「子ども・子育て支援新制度施行準備室」を設置（内閣府） ○地方自治体に「地方版子ども・子育て会議」の発足をさせて、4月からのスタートすることを求める（努力義務）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国からの情報をもとに自治体としての方針を検討。 ○2013年度予算案に必要な費用（①「地方版子ども・子育て会議」設置に関わる経費、②ニーズ調査に関わる経費、③制度管理システム調達の経費）を計上。 ○「地方版子ども・子育て会議」を設置するか判断し、設置する場合のメンバーの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➡新しい子育て支援策の内容とスケジュール、学童保育を拡充させていくための課題を学習し、自治体にどのような働きかけを行っていく必要があるのかの方針をまとめる。私たちが望む学童保育のあり方（基準など）をまとめて自治体に要望していく。 ➡2013年度予算での必要な経費の予算化を要望していく。 ➡市町村・都道府県に「地方版子ども・子育て会議」の設置を求め、学童保育の専門団体として会議メンバーに入れるよう要望していく。
2013年度	<ul style="list-style-type: none"> ○国の「子ども・子育て会議」を発足（新しい子育て支援策の重要事項を検討） （注）重要事項とは、地方自治体に策定を義務づけている「地域子ども・子育て支援事業計画」の「基本指針」を検討など（2013年度半ばに策定か？） ○「地域子ども・子育て支援事業計画」策定の基本指針を策定し、地方自治体に示す ○学童保育の国としての基準を策定して市町村に提示 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村・都道府県の「地方版子ども・子育て会議」を発足（新しい子育て支援策の重要事項を検討） ○「地域子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査の実施 ○「地域子ども・子育て支援事業計画」策定の検討 ○市町村として学童保育の基準の条例化を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➡「地方版子ども・子育て会議」のメンバーとして、学童保育の拡充が図れるよう意見や要望を出していく。 ➡しっかりとしたニーズ調査を実施するよう自治体に働きかける。 ➡学童保育が量的にも質的にも拡充されるような事業計画となるよう要望していく。 ➡私たちが求める学童保育の基準を要望していく
2014年度	<ul style="list-style-type: none"> ○国から市町村に出される交付金の予算編成 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村・都道府県の「地域子ども・子育て支援事業計画」を策定（「地域子ども・子育て支援事業計画」の検討と策定ほか） ○市町村が学童保育の基準を条例制定（議会で審議） ○学童保育の実施に関する届け出受理 ○国からの交付金の市町村負担分の予算編成 	<ul style="list-style-type: none"> ➡私たちの求める学童保育の基準の要望実現を、行政だけでなく市議会にも働きかけていく ➡予算要望
2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ○4月本格実施（施行）スタート ○内閣府に「子ども・子育て本部」設置 ○交付金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体において実施体制を整備 ○「地域子ども・子育て支援事業計画」がスタート ○学童保育の基準を定めた条例の施行 	

児童福祉法改正に対する私たちの要望と改定内容

私たちは、国が「児童福祉法改正」を検討するにあたって、これまで次のこと要望してきました。

- 1 学童保育（放課後児童クラブ）に対する市町村の実施責任を明確にし、運営の安定性・継続性を保障する制度になるような児童福祉法の改正を要望します。
 - (1) 学童保育の「公的責任」「最低基準」「財政措置」を明確にし、学童保育を児童福祉施設として位置づけた国の制度としてください。
 - (2) 市町村の実施責任を明確にした制度としてください。
 - (3) 国の財政措置が強化される制度としてください。
- 2 学童保育の質の確保のために、「最低基準」を含めた制度としてください。
 - (1) 学童保育施設は、最低基準を決めて「生活の場」にふさわしく整備してください。
 - (2) 指導員の配置基準を決めて、常勤配置ができる制度を要望します。
 - (3) 指導員の公的資格制度を創設し、養成機関を整備してください。
 - (4) 「最低基準」を定める際は、現在ある学童保育の切り捨てや切り下げがないよう、全体の底上げを図るものとして定めてください。

＜私たちの要望からみた改定された児童福祉法の問題点＞

- ① 学童保育は、「児童福祉施設」（児童福祉法第7条）とはされておらず「児童福祉事業」という位置づけは変わっていません。
- ② 市町村の責任が「利用促進の努力義務」ととどまっている第21条の10は改定されず、そのままとなっています。

現行の法律で決められている市町村の責務

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第6条の3第2項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

- ③ 市町村が条例で定める基準のなかで、国が定めた基準に従うものは、指導員の資格と配置基準だけであり、施設の広さや必要な設備、定員・規模、開設日・開設時間など大半のものは、市町村は国が定めた基準を「参考」（参酌）にして決めればよいことになっています。

学童保育に関わる児童福祉法の改定内容

- ① 対象児童を6年生までの「小学生」に引き上げます。

現行	改定後
第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、 <u>小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童</u> であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。	第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、 <u>小学校に就学している児童</u> であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

- ② 現行の法律では、市町村以外のだれでも学童保育を行うことができることになっていましたが、改定された法律では、同じく誰でも行うことができますが、国・都道府県・市町村以外の者が学童保育を実施する場合には市町村の届け出が必要になりました（変更や廃

止等も届け出が必要)。

現行	第34条の8 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
改定	第34条の8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。 ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。 ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。 ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

- ③ 国としての学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定める。「指導員の資格」と「配置基準」は国が決めた基準に従うこととなります。それ以外の基準（開設日・開設時間・施設の基準など）は、国の基準を参酌（参考にする）して市町村が基準をつくることとなります。

第34条の8の2	市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。 ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 ③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
----------	---

- ④ 市町村長は、条例で決めた基準の維持のために実施者に報告を求め検査等を行います。

第34条の8の3	市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 ② 第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。 ③ 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 ④ 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
----------	--

- ⑤ 市町村は、余裕教室等の公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図ることになります。

第56条の7	② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。 ③ 国及び都道府県は、前2項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。
--------	---

改定された児童福祉法は、私たちが求めている抜本的な拡充の要望からみて十分なものではありません。しかし、この児童福祉法を今後の学童保育の拡充の足がかりとするような、私たちの取り組み・働きかけが重要になります。

市町村の役割と責務

市町村の責任と仕事は大きくなりました

①市町村に「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました

市町村には、2015年度から5年間ごとの子育て支援策についての数値目標をつくり、その目標に向けて取り組むことが求められます。また、事業計画を策定するためのニーズ調査（潜在的なニーズの把握も含む）を行います。

国からの交付金は、この事業計画に基づいて支出されるので、事業計画の内容によって交付金の額が大きく異なってきます。市町村が事業計画を定めるに当たっては、国が定める「基本指針」に即して定めることが求められています。

②学童保育の基準を、市町村は条例で定めることになりました

国としての学童保育の基準を省令で定めます。市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定めることになりました。「指導員の資格」と「配置基準」は、国が決めた基準に従うこととなります。市町村がこの基準を上回る基準はつくることができますが、下回ることはできません。

それ以外の基準（例えば、開設日・開設時間・施設の基準など）は、国の基準を参酌（参考にする）してつくります。

市町村のつくる基準によっては格差が生じる可能性が大きくなります。現在は、基準がないために大きな格差があるのが現状ですが、それが解決しないまま格差が固定されてしまうことが懸念されます。よりよい学童保育の基準がつけられるよう働きかけていくことが必要です。

③市町村が「地方版子ども・子育て会議」の設置をすることが努力義務とされました

「地方版子ども・子育て会議」の設置は、義務づけではありませんが、市町村が推進する子育て支援が十分なものであるかどうかをチェックしたり、当事者の要望を取り入れて施策を改善することができる組織として、設置させていくことが必要なものです。また、会議のメンバーに学童保育関係者も入れるよう要望していくことが必要です。

④国が市町村に交付する交付金は、国と都道府県と市町村が3分1ずつ負担します

国から市町村に出されるお金は、「交付金」となります。これまでの補助金と同様に、国と都道府県と市町村が3分の1ずつ負担します。市町村も都道府県も国が示した交付金の負担額を予算化しなければなりません。

都道府県の仕事と役割

交付金の負担や人材育成が求められます

新しい制度は、市町村に実施責任を持たせている反面、都道府県の役割や仕事が明確にはされていません。しかし、都道府県には次のように役割・仕事があります。都道府県がこの役割・仕事をしっかりと果たしていくためには、私たちの働きかけが重要です。

① 都道府県も「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられます。

② 「地方版子ども・子育て会議」の設置も努力義務とされています。

③ 都道府県の役割として、人材育成・人材確保の仕事が期待されます。

例えば、学童保育指導員の資格化に伴って資格を持たない現役指導員に対する講習と資格認定の仕事を都道府県が行うことも考えられます。

④ 学童保育に出される補助金（交付金）の3分の1は都道府県が負担することになります。

これは、学童保育に出される交付金の金額に直接関わる重要な役割です。都道府県の負担は、法律で義務づけられたものではなく、「予算の範囲内で、交付金を交付することができる」というものです。私たちの働きかけにより都道府県にも交付金の負担を確実にさせていくことが必要です。



私たちは、これまでに国に学童保育の「最低基準」を策定するよう要望してきました。そうした取り組みもあり、2007年には厚生労働省は「放課後児童クラブガイドライン」を策定しました。しかし、法的拘束力のあるものではありませんでした。今回の改定で学童保育について法的拘束力を持った市町村の条例が定められます。

「私たちが求める学童保育のあり方」を明らかにしながら、要望していきましょう

市町村が決める学童保育の基準はどうあるべきかを考えるうえで、学童保育はどうあるべきか、私たちがどのような学童保育を求めているのか明らかにするのがもっとも大切なことです。

全国学童保育連絡協議会は、国が学童保育の基準を定めるにあたって、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を提言しています。市町村へ条例づくりの要望をしていく際には、これらを参考にしながら、「私たちが求める学童保育のあり方」を明らかにしながら、運動を進めていきましょう。

(参考) 現在、学童保育に関する条例を定めている市町村は、約半数しかありません。また、条例といっても「実施条例」ではなく「施設の管理条例」などであるなど、内容は不十分なものです。

指導員の「配置基準」には、「常時複数の常勤配置」を求めていきましょう

指導員の「資格」と「配置基準」は、国が決めた基準に従って市町村が基準を設けることになりました。現在、厚生労働省が内容の検討を行っています。

政府の新しい子育て支援策を検討してきた「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームは、指導員の「配置基準」について、「非常勤職員が前提の体制から、常勤職員を導入する」ことを検討していました（150万円ベースの非常勤から450万円ベースの常勤配置を検討）。

交付金の交付

確実に学童保育に予算措置がされるように！

新しい制度においては、学童保育への予算は、「一括交付金」として国から市町村に交付されることとなります。「一括交付金」とは、13の「市町村事業」（注）への予算措置を、一括して市町村に交付するという仕組みです。これをどの事業にいくら使うのかは市町村の裁量で決められます。

※ 国からの交付金には、施設型給付（保育所・幼稚園・認定こども園など）や児童手当給付などの「義務的経費」（国が決めた金額が交付される）と、市町村事業のように市町村の裁量によって交付される「裁量的経費」があります。

また、交付金は、市町村が策定した「地域子ども・子育て支援事業」に基づいて交付されます。13の事業について、市町村がどのような計画を立てて推進していくのかによって交付金額が異なります。それぞれの事業の実施に必要な国が決めた「単価」にもとづいて、交付金額が算定されます。

(注) 地域子ども・子育て支援事業

(「子ども・子育て支援法」第59条に明記)

○ 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

①利用者支援、②地域子育て支援拠点事業、③一時預かり、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、⑥ファミリー・サポート・センター事業、⑦子育て短期支援事業、⑧延長保育事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩放課後児童クラブ、⑪妊婦健診、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。



学童保育連絡協議会として次の課題に取り組みましょう！

(1) 市町村の学童保育連絡協議会の取り組みの課題

- ① 市町村が策定する「地域子ども・子育て支援事業計画」が、学童保育の量的・質的な拡充となるように要望していきましょう。
- ② 市町村が学童保育の基準を条例でつくることに対して、私たちの求める学童保育の施策を明らかにして、その実現を要望していきましょう。
提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」（全国学童保育連絡協議会）などを参考に、私たちが求める学童保育の施策を明らかにしていくことが必要です。国基準を上回るよりよい条例づくりを要望していきましょう。条例は、市町村議会で審議して決められます。議員の方々にも、私たちの要望に対する理解を広げ、よりよい施策がつけられることを要望しましょう。
- ③ 市町村の「地方版子ども・子育て会議」の設置と、学童保育関係者が構成員に入れるよう要望していきましょう。（この会議で事業計画のことなど重要事項が検討されていきます）
- ④ 市町村が国の交付金を受けて確実に学童保育に予算化すること、国の基準額に市町村が上乗せして予算化するよう要望していきましょう。

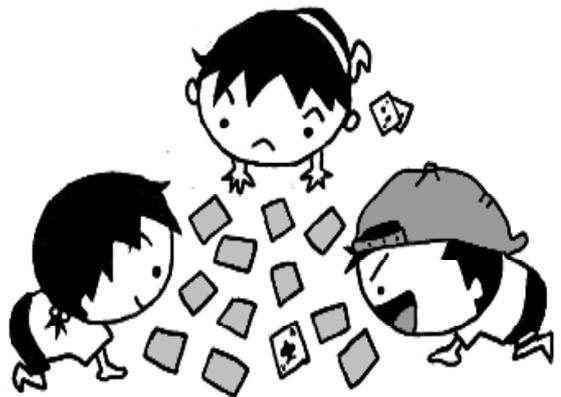
(2) 都道府県の学童保育の連絡協議会の課題

- ★ 学童保育を拡充するためには都道府県にも役割と責任があります。役割と責任を求めましょう。
- ① 交付金の3分の1の都道府県の負担を確実に確保するよう要望しましょう。
- ② 都道府県の単独事業を後退させず、さらに拡充させるよう要望しましょう。
- ③ 都道府県の「事業計画」が学童保育の拡充につながるよう要望しましょう。
- ④ 都道府県にも「子ども・子育て会議」を設置させ、連絡協議会が構成団体に入れるよう要望しましょう。
- ⑤ 都道府県の重要な役割となっている人材育成・人材確保のために、独自の市町村支援策や指導員の研修をしっかりと行うよう要望しましょう。

★ 保護者と指導員が力を合わせてよりよい学童保育をつくっていくことが基本です。

保護者と指導員の信頼関係を築きながら、どの子にも「安全で安心して生活できる学童保育」をつくっていきましょう！

★ 学童保育の現状や課題、私たちの願いを広く知らせて、学童保育の拡充を求める大きな世論をつくっていきましょう！



●全国学童保育連絡協議会は、国に対して次の要望を行っていきます。

- 国が策定する学童保育の基準がよりよいものになるよう要望します。
（全国学童保育連絡協議会の提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」の実現を要望）
- 「地域子ども・子育て支援事業計画」の国の基本指針に意見・要望を出します。
- 国の「子ども・子育て会議」に全国学童保育連絡協議会が構成員となるよう要望します。
- 2013年度の学童保育予算の大幅増額、本格実施後の予算大幅増額を要望します。
- 政府への要望だけでなく、政党・国会議員への要望も積極的に行っていきます。